

日本婦人科腫瘍学会
会員 各位

日本婦人科腫瘍学会
専門医制度委員会
委員長 落合和徳
資格認定委員会
委員長 小西郁生

暫定指導医の条件を満たさないが、 専門医修練修了相当とみなされる会員に対する特例

日本婦人科腫瘍学会専門医制度規則資格認定施行細則の一部修正について、会員の皆様にご報告させていただきます。すでにお知らせしておりますが、専門医制度規則資格認定施行細則の第 6 章にて、暫定指導医の条件を満たさないが専門医修練修了相当とみなされる会員に対して、婦人科腫瘍学会専門医試験を受験できる特例を期限付きで認めております。今回その一部を、下記のように改訂いたします。会員の皆様におかれましては、ご承知おきください。

第 6 章 経過措置（修練修了相当の医師）

第 29 条

専門医制度規則第 4 章（専門医の申請資格）第 9 条（申請資格）の 1）、2）、3）、4）、5）を満たし、暫定指導医ないし専門医 2 名が特別に推薦する場合には、**指定修練施設における 3 年間の修練を受けることなく**専門医試験受験資格を認める。本申請に際しては過去の修練内容が修練カリキュラム修了相当〔資格認定施行細則第 3 章（専門医の認定）第 2 節（専門医の申請）第 16 条参照〕であることを示す書類一式の提出が必要である。また専門医制度規則第 5 章第 10 条にある各申請書については申請前 5 年間の研修、診療実績一覧表および手術記録の提出を必要とする。症例数が規定に満たない場合は申請前 10 年までさかのぼって診療実績を追加することができる。ただし、本特例により 2007 年度から 2009 年度までの間に受験資格の認定がなされた者に対して、2007 年度から 2010 年度までの受験を認める。